

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	加熱蒸気系サービス建屋加熱蒸気供給ライン安全弁において、シートリークが認められたため、当該安全弁を点検修理。	G	
2	1号機	タービン補機冷却系サービス建屋冷凍機温度調節弁出口弁の保温カバーにおいて、破損(板金のめくれ等)が認められたため、当該保温カバーを補修。	G	
3	2号機	換気空調系コントロール建屋電気品室冷水ポンプ(B)において、軸受け給油用器(レベルオイル)の接続部不良が認められたため、当該レベルオイルを交換。	G	
4	2号機	換気空調系コントロール建屋電気品室サージタンク(A)において、圧力低下事象が認められたため、原因調査後対応検討。	G	
5	2号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)貝殻除去装置過流フィルタドレン弁(F501B)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	G	
6	2号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)ドレン弁(F504B)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	G	
7	2号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)貝殻除去装置過流フィルタ差圧計元弁において、当該弁のフランジ部より漏えい(1滴/30秒程度)が認められたため、当該フランジ部を点検修理。	G	
8	3号機	加熱蒸気系原子炉建屋加熱蒸気供給ライン圧力制御弁において、グランド部より漏えい(1滴/分程度)が認められたため、当該弁を点検修理。	G	
9	3号機	タービン潤滑油系タービン駆動原子炉給水ポンプ油ブースタ出口弁において、当該弁グランド部からの油のにじみが認められたため、当該弁のグランド増し締めを実施。	G	
10	3号機	試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A,B)出口導電率計サンプル流量において、流量指示に変動が認められたため、原因調査後対応検討。	G	
11	3号機	加熱蒸気系タービン建屋供給ライン圧力制御弁安全弁において、制御不良(通常圧力より低めに制御)が認められたため、当該制御弁を点検調整。	G	
12	その他	低レベル放射性廃棄物輸送に関して、当社管理として行う、輸送事業者による国土交通省への安全確認申請を行う前に当該輸送に関する緊急時通報連絡体制等を社内関係者に教育・周知を行うことをマニュアルに定めていたが、資料作成等の対応遅れにより、輸送事業者の申請前に当該教育・周知が間に合わない事象が認められたため、対応検討。	G	